

申請期限間近!!

# 被災者生活再建支援制度 のお知らせ

生活再建支援制度は、東日本大震災により、住宅の被害を受けた世帯に対し、被害程度と再建方法に応じて、基礎支援金と加算支援金の2つの支援金が国から支給される制度ですが、申請の期限が間近に迫っておりますのでお早めの手続きをおすすめいたします。(半壊認定を受けた方でも該当する場合がございますのでご相談下さい。)

## 基礎支援金

【申請期限】平成29年4月10日  
住宅の「被害程度」に応じて  
支給する支援金です。

※震災時に賃貸住宅に居住していた方でも、被害程度や再建方法により、該当する場合がございます。

## 加算支援金

【申請期限】平成30年4月10日  
住宅の「再建方法」に応じて  
支給する支援金です。

※基礎支援金の申請をしなければ、加算支援金の申請は出来ませんので、該当する方はお早目の手続きをお勧めいたします。

## ご存知ですか?

東日本大震災により、大規模半壊や全壊の方はもちろん該当いたしますが、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯も全壊と同じ扱いとなり右記の支援金の対象となります。

さらに

住まいの復興給付金は5,130円×床面積(最高で897,000円※持分や面積により異なる)の支給も受けられ、住宅金融支援機構の復興融資による、10年間は金利ゼロ、その後も固定金利で0.46%(基本融資分)という非常に有利な融資も利用できますので、支援金にプラスして、借入の金利負担を考慮すれば、かなりの額の負担が軽減となります。また、元金返済についても、最長で5年間の猶予が受けられます。(金利は平成28年11月1日現在)

例えば

●複数世帯(夫婦または親子で可)で全壊の認定を受けた方

基礎支援金	+	加算支援金 (要建替え 若しくは購入)	=	総支給額
100万円		200万円		300万円

## 住宅ストック循環支援事業 補正予算成立!!

### エコ住宅への建替えに対する支援

一定の省エネ性能を有する住宅(エコ住宅)の建築(建替え)に対して補助します。※耐震性のない住宅を除却することが条件です。

補助限度額

50万円

近い将来、建て替えや住み替えを計画なさっている方にとっては、非常に有利な資金計画が立てられますので、前倒しにて検討するのも、一考かと存じます。

●詳しくは、最寄りの市町村の各窓口または弊社までお気軽にお問い合わせください。



家造りと共に信頼づくり  
**大東住宅株式会社**

本社 仙台市宮城野区岩切字入山34番地 TEL.022-255-8712  
営業部 黒川郡大和町鶴巣太田字志町田24-5 TEL.022-343-2021

○宅建免許/宮城県知事(8)第2900号  
○建設業許可/宮城県知事(特-27)第9620号  
○(一社)東北住宅産業協会会員  
○(一社)宮城県建築士事務所協会会員  
○ペタリービング「長寿命住宅供給システム」認定

大東住宅

検索

お問い合わせは ☎ 0120-696-911 <http://www.daitojyutaku.co.jp>

利府展示場  
利府ハウジング  
ギャラリー内

宮城県利府町利府字八幡崎前45  
TEL.022-767-8788



名取展示場  
なとりりんくうタウン  
総合住宅展示場内

名取市杜せきのした1丁目1-1  
TEL.022-383-3631

